

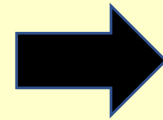
(熊本市成年後見制度利用促進計画令和3年度進捗状況) 成果指標

指標1 後見人等申立のうち市長申立件数

資料3-2

【目標】

平成30年度（2018年度）
年間 52件



令和6年度（2024年度）
年間 105件

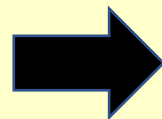
【実績】

年度	H30	R1	R2	R3
申立件数（高齢）	39	75	91	104
申立件数（障がい）	13	7	10	20
合計	52	82	101	124

指標2 家庭裁判所から市民後見人として選任された人数

【目標】

平成30年度（2018年度）
0人



令和6年度（2024年度）
9人

【実績】

年度	H30	R1	R2	R3
選任数（累計）	0（0）	1（1）	0（1）	2（3）
受任件数（累計）	0（0）	1（1）	0（1）	2（3）

1. 新たな担い手の確保が必要

- 法人後見の受任件数を増やしていくことが必要。
- 専門職として支援が必要なくなった時、地域に根ざした方に受け継いでいくのが理想であるため、市民後見人の養成は続けてほしい。
- 市民後見人を社協の法人後見だけで養成するのは限界がある。専門職と市民後見人が複数後見で受任し、市民後見人を育成するなど専門職の協力も必要。

2. 後見人が柔軟に交代できる仕組みづくりが必要

- 専門性の低いケースについては、リレー方式や交代できる仕組みづくりが必要。
※家庭裁判所においても、比較的落ち着いたケースは親族に引き継ぐなど、柔軟に交代できる仕組みを検討されている。

3. 相談を受ける職員のスキルアップが必要

- 初歩的な研修だけではなく、実践的に積み重ねていく体制整備も必要。
- 研修は高齢分野と障がい分野を一体的に企画してほしい。